

〔伊賀南部浄化センター解体撤去工事〕 質問に対する回答

伊賀南部浄化センター解体撤去工事に係る質問事項について、以下のとおり回答します。

整理 番号	該当資料 ・様式	質 問	回 答
1	監理技術者予定調書 (様式1－3)	参加申込時において、配置予定技術者を特定できない場合、複数の技術者を候補として提出することは可能でしょうか。	監理技術者は原則として、公募型プロポーザルにて提案した配置予定技術者からの変更を認めておりません。 監理技術者監修のもと、技術提案書の作成ならびにプレゼンテーションを行って頂きたいため、参加申込までに特定をお願い致します。
2	監理技術者予定調書 (様式1－3)	工事实績の記載欄がございますが、配置する技術者は、し尿処理施設またはごみ焼却施設の解体工事に従事した経験を有する事が配置する条件となりますでしょうか。	実務経験を有する場合のみご記載ください。仕様書上の要件を満たしていることが配置条件となります。
3	監理技術者予定調書 (様式1－3)	「事業者名(商号又は名称)」欄へは、共同企業体の名称または、代表構成員の商号どちらを記載すればよいでしょうか。	共同企業体の名称をご記載ください。
4	監理技術者予定調書 (様式1－3)	配置する技術者は、「土木一式工事」「建築一式工事」「解体工事」のいずれかにおいて監理技術者となる資格を有していればよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
5	特定建設工事共同企業体協定書 (様式4)	こちらは何通作成すればよいでしょうか。ご教示ください。	構成員用の作成分2通のほか、組合への参加申込の際に原本を提出される場合、1通を追加して作成してください。
6	特定建設工事共同企業体協定書 (様式4)	申し込みの際、提出するのは原本または写しどちらになりますでしょうか。ご教示ください。	写しで問題ありません。
7	参加申込書 (様式7)	共同企業体の名称の記載は必要でしょうか。	商号又は名称の欄にご記載ください。
8	参加申込書 (様式7)	共同企業体の名称はどこに記載すればよいでしょうか。	商号又は名称の欄にご記載ください。
9	委任状 (様式5)	参加申込書の「3提出書類」にて、委任状の記載がございますが、申込時に合わせて提出すればよいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
10	監理技術者予定調書 (様式1－3)	【備考】3に、「工事实績はし尿処理施設またはごみ焼却施設の解体工事に従事したものとし、発注者名、工事名、役割・立場を記入すること。」と記載ありますが、上記解体工事に従事したものでなければ、監理技術者として配置できないのでしょうか。また、一級土木施工管理技士であれば監理技術者として配置できるでしょうか。	伊賀南部浄化センター解体撤去工事仕様書(資料1)に記載しております、監理技術者の要件を満たしていたら入札には参加可能です。 一級土木施工管理技士であれば監理技術者として配置可能です。
11	募集要領書 P2(7)提案上限額	本工事では、最低制限価格は設けられるのでしょうか。設ける場合は、土木一式、建築一式、解体工事のいずれで設定されるのでしょうか。	本工事では最低制限価格の設定はありません。
12	募集要領書 P12(別表)評価基準 区分:企業の能力等	評価基準(企業能力等)で、評価基準(内容)上段の経歴(廃棄物処理施設解体撤去工事:2013年以降、元請けとして1件あたり税抜き4億円以上の工事)と、評価基準(内容)下段の経歴(し尿処理施設解体撤去工事)がございますが、それぞれで点数出すのでしょうか。どのように計算すればよいかがご教示願います。(例:廃棄物解体工事实績3件×2点=max6点、し尿処理施設解体実績3件×3点=max9点、合計max15点)。それとも、どちらも併せて3件とし、max9点とするのでしょうか。(例:し尿処理施設解体工事が2件、廃棄物処理施設解体実績が1件で、3点×2件+2点×1件=8点)	廃棄物処理施設解体撤去工事:2013年以降、元請けとして1件あたり税抜き4億円以上の工事が3件ありましたら、2点×3件の6点になります。 その中でも、ダイオキシン類ばく露防止対策要綱に準拠したし尿処理施設解体撤去工事が1件でもあった場合、3点の合計9点満点になります。 ただし、4件以上だとしても2点×3件の6点となりますし、ダイオキシン類ばく露防止対策要綱に準拠したし尿処理施設解体撤去工事が2件あった場合でも3点の合計9点満点になります。
13	募集要領書 P12(別表)評価基準 区分:企業の能力等	評価基準(企業能力等)で、評価基準(内容)の下段の「し尿処理施設解体撤去工事实績」の有効期間、請負金額が記載されていません。し尿処理施設の解体工事实績についての条件をご教示願います。	ダイオキシン類ばく露防止対策要綱に準拠したし尿処理施設の解体工事实績であれば問題ありません。 そのため、有効期間、請負金額については評価条件には含みません。
14	同種工事受注等実績 (様式1-2)	工事实績の証明として「工事契約書等」と記載ありますが、契約書ではなく、コリンズでもよろしいでしょうか。	コリンズでも問題ありません。

整理 番号	該当資料 ・様式	質 問	回 答
15	解体撤去工事仕様書	公告書類内に工事数量の明細等がございません。 ご提供願います。 図面についても基礎杭の杭伏図や杭長・杭径・杭種などの記載がないため、図面のご提供願います。 また、地下構造物撤去も含まれるため、地下水位や土質条件データのご提供願います。	工事数量は非公表となります。 基礎関係の図面と柱状図(増築部のみ存在確認)は公開データを参照ください。
16	解体撤去工事仕様書 P2「(4)設計・工事範囲及び内容」	「本工事は性能発注であるため、受注者は本仕様書及び図面に明記されていない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な工事及びその費用、並びに工事の性質上、当然必要とされる全ての工事及びその費用は、受注者が全て負担しなければならない。」とありますが、仕様書、図面に記載のない基礎杭や地中障害物など、特に不可視箇所での想定されなかったものの撤去解体についても変更協議は認めないということでしょうか。	建築図面に載っていない旧建物の杭や地下室、擁壁が埋まっていた場合、大量の埋設廃棄物や土壌汚染が確認された場合は、変更協議を行います。
17	解体撤去工事仕様書 P6「1.5 疑義」	「受注者は、本仕様書及び設計図書等、又は工事中に不備や疑義が生じた場合、監督員と十分協議の上、工事を行うものとする。」と記載がありますが、上記 16. で質問したように、仕様書、図面に記載のないものについては協議対象となるという考えでよろしいでしょうか。	建築図面に載っていない旧建物の杭や地下室、擁壁が埋まっていた場合、大量の埋設廃棄物や土壌汚染が確認された場合は、変更協議を行います。
18	解体撤去工事仕様書 P6「1.6 変更」	「工事費に関する契約変更は原則として行わないものとする。」と記載がありますが、上記 8.及び9.のような仕様書、図面に記載のないものの撤去については変更を認めるという考えでよろしいでしょうか。 また、想定外の災害(地震、異常気象、戦争など)や異常出水等、請負者の責に寄らない工事期間の延伸や復旧に係る経費、工事費などの変更協議は認められるのでしょうか。	変更内容は協議後の決定によります。 天災や予期せぬ社会的要因の影響による経費、工事費は変更協議の対象とします。
19	解体撤去工事仕様書 P20「4.1施工体制」 (2)主任技術者及び監理技術者	「配置する現場代理人及び監理技術者は、有資格者でなければならない。」とありますが、現場代理人ではなく、主任技術者でしょうか。	ご指摘のとおりです。
20	解体撤去工事仕様書 P20「4.1施工体制」 (2)主任技術者及び監理技術者	「現場代理人及び監理技術者は原則として、公募型プロポーザルにて提案した配置予定技術者からの変更を認めない。」とありますが、現場代理人ではなく主任技術者でしょうか。	ご指摘のとおりです。
		以下、余白	